

ID: 1288

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	限度額適用認定証の交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第27条の14の2第2項の規定による。 (令第29条の4第1項第1号又は第2号の保険者の認定) 第27条の14の2 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証(以下この条において「限度額適用認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は組合員(当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに限る。)に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日